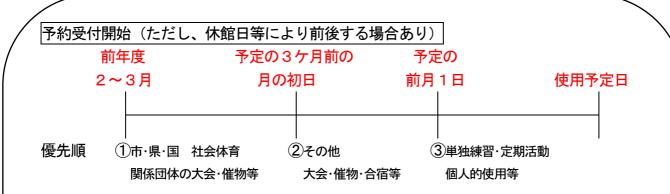
## |施設ご利用予約の取消・変更に関する取扱いについて (注意) |

施設の利用予約のキャンセル(時間変更も含む)に関しては、備前市条例のほかには特別に 料金の設定は規定されていないため、その旨の連絡がいつであっても、本来であれば使用許 可=予約受付承認した時点で、所定の使用料を納付する義務は発生します。

そこで、備前市日生運動公園において(市内の他の施設と共通ではありませんが)、一定の 基準として予約の受付開始と取消・変更の対応できる時期を下記のとおり設定しております。 よくご確認のうえで、ご計画・施設予約の手続をいただきますようよろしくお願いします。 なお、仮予約・キャンセル待ちは取扱いたしておりません!

旅行業者・宿泊施設・関係団体等で手続を代行する場合には、必ず利用予定者に細部までご 連絡いただきますようお願いします!



- ※②の内、4月~6月の使用希望は①の計画編成完了後からでないと受付不可。
- ※②③の予約方法につきましては、予約受付開始日の午前9時の時点で体育館窓口へご来場いただいている方を優先し、競合のある場合には抽選といたします。なお、電話の場合には抽選に参加できません。来場者の手続終了後から先着順となります。回線や窓口の混雑状況により、電話がつながりにくい場合もありますので、あらかじめご了承ください。
- ※月末から月初にかけての連続日程等で、先に予約が埋まっている場合もあります。

## 予約取消・変更連絡期限(料金発生のタイミング)

施設予約の取消・変更については、上記①②は③までに、③は使用予定の前日までにご連絡いただいた場合には、料金徴収しておりません。ご連絡がそれ以降となってしまった場合には、所定の使用料の満額を納付いただかなければなりませんので、ご注意ください。 開館時間外の場合には、留守番電話への伝言またはFAX等での連絡をお願いします。

以上が平成22年4月1日改正の基準ですが、今後も改正される可能性はあります。 過去にご利用いただいたことのあるお客様には、電話・窓口等での時間の都合上、規定が特 に変わっていなければ説明を省略させていただくケースが多くなりますが、ご不明な点は気 軽にお問い合わせください。